

国の出先機関改革に係る公開討議
説明資料

地方農政局

平成22年5月24日

農林水産省

目 次

地方農政局の概要	1
農政に関する検討経緯	3
農政における地方組織の位置付け	4
農林水産統計の改革等	6

地方農政局の概要

1 地方農政局の役割

- 地方農政局は、食料の安定供給等の国の施策を実施するため、全国7か所に設置。
- 具体的には、以下のような事務を実施。
 - ① 農林物資の品質に関する表示の適正化に係る立入検査等
 - ② 主要食糧の需給及び価格の安定に関する事務
 - ③ 農地等の生産基盤に関する事務
 - ④ 農林水産業に関する統計調査の実施
- 平成22年度より、戸別所得補償制度（モデル事業）を実施。

2 機構・定員

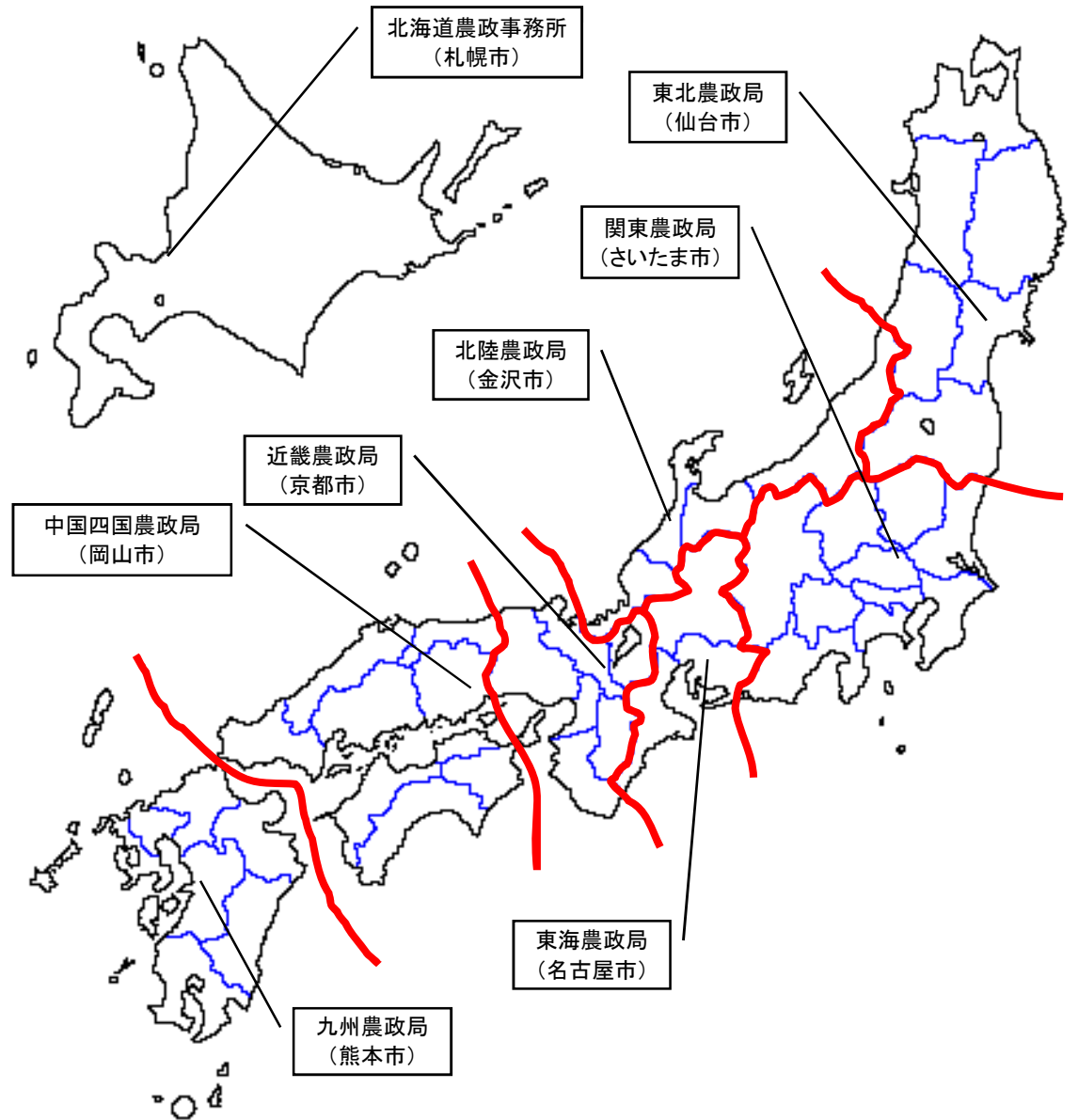
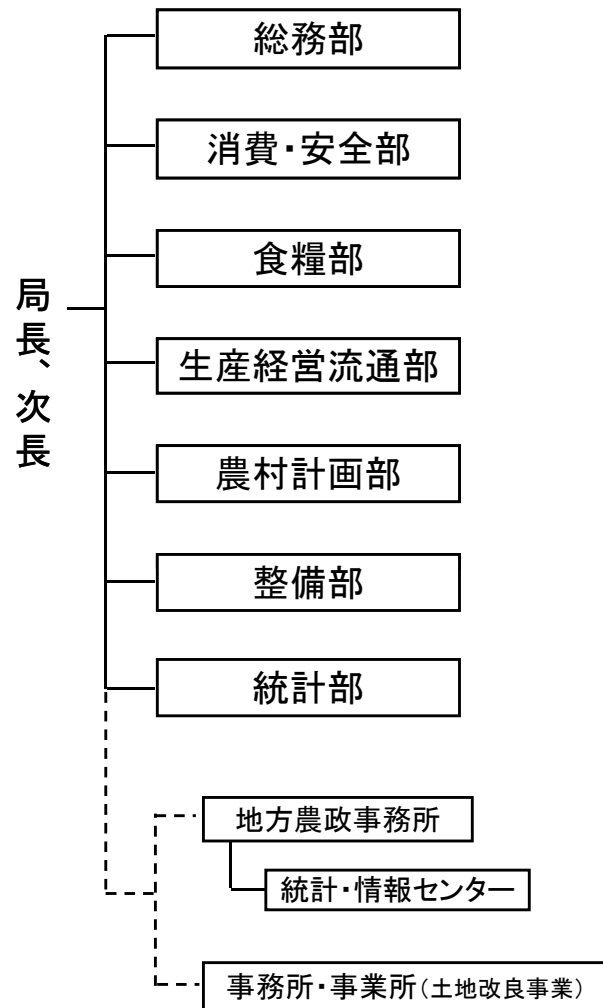
- 機構： 総務部、消費・安全部、食糧部、生産経営流通部、農村計画部、整備部、統計部の7部から構成
※下部組織として地方農政事務所、土地改良事業に係る事務所等を設置
- 定員： 平成22年4月現在 13,210名※
※総人件費改革等に基づき、平成17年17,362名から計画的に削減

3 設置等の経緯

- 昭和38年5月 昭和36年の農業基本法の制定に伴い、我が国農業の構造改善と経営の近代化の推進のため、全国7か所の農地事務局を母体に設置
- 昭和45年6月 地域段階の農政に統計を十分に活用できるよう統計調査事務所を統合
- 平成15年7月 消費者行政及び食品のリスク管理部門の分離・強化等を目的として、消費・安全部を設置
また、食糧事務所を廃止し、主要食糧業務を併せ行う地方農政事務所及び北海道農政事務所を設置
- 平成18年4月 品目横断的経営安定対策（現行：水田・畑作経営所得安定対策）の実施等に対応するため、地方農政事務所と統計・情報センターを統合

○地方農政局機構図(平成22年4月現在)

○管轄区域



農政に関する検討経緯

○平成16年:「農林漁業再生プラン」

- 直接支払の対象農家を「すべての販売農家」と明示

○平成18年:『農政改革基本法案』

- 10年後の食料自給率の50%達成という目標を明示

○平成20年:『食の安全・安心対策関連法案』

- トレーサビリティ・システムの導入に関する法案や加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大を内容とする法案などで構成

○平成20年:「農山漁村6次産業化ビジョン」

- 「戸別所得補償制度」、「6次産業化」、「食の安全・安心」の3本柱の政策を総合的かつ有機的に実施する旨を明示

○平成21年:『農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案』

- 「農山漁村6次産業化ビジョン」の内容を具体化

○平成21年7月:マニフェスト

—「『戸別所得補償制度』の創設により、農業を再生し、食料自給率を向上させます」

↳ 平成22年度予算 戸別所得補償制度に関するモデル対策 5,618億円

—「農山漁村を6次産業化(生産・加工・流通までを一体的に担う)し、活性化する」

—「食の安全・安心を確保する」

- ・食品の生産、加工、流通の過程を事後的に容易に検証できる「食品トレーサビリティシステム」を確立する。
- ・原料原産地等の表示の義務付け対象を加工食品等に拡大する。

国の農政における地方組織の位置付け

- 農政においては、食料自給率の向上に国が責任をもって取り組むことを基本に、国家戦略として、
 - －戸別所得補償制度の導入
 - －農業・農村の6次産業化
 - －食の安全・安心の確保を3つの柱とする施策を強力に推進。

戸別所得補償

- 国自らが、その出先機関を使って農業者に対して直接交付する方式が米国、EUなど世界の趨勢
- 我が国でも、本省が企画・設計、地方農政局が実施の役割を担うこととして、モデル事業を開始。

6次産業化

- 現場における様々な取組計画を国が直接認定し、国が指導や支援を実施することを内容とした法案を3月12日閣議決定し、国会に提出済み
- 地方農政局は執行面で中心的な役割を担う

食の安全・安心

- 加工食品の表示制度やトレーサビリティを拡充予定。
- 流通が広域化している食品の偽装表示の防止等において、地方農政局が果たす役割はますます重要
- 口蹄疫にも機動的に対応

食料の安定供給の確保

農林水産業の発展

農山漁村の振興

新たな「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)

食料自給率向上のための優良農地の確保

農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案 (平成21年1月20日衆議院提出民主党議員立法)

(農地総量の設定)

第21条 国は、農地が現在及び将来の国民のための貴重な資源であり、農業生産の基盤として不可欠な資源であることにかんがみ、食料自給率の目標を達成するとともに、**食料自給力**(凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても国民が最低限度必要とする食料を供給することができることをいう。)を有することとなるよう、**確保すべき農地の面積の目標となる数量**(以下「**農地総量**」という。)を設定するものとする。

民主党政策集INDEX2009

農地総量の目標設定

農地は、現在および将来の国民のための貴重な資源として不可欠なものです。食料自給率目標を達成するとともに、有事においても必要最低限の食料を国民に供給し得る**食料自給力の指標として、確保すべき農地面積の目標となる農地総量を設定**します。

①農林水産統計の改革

- 戸別所得補償制度を支える統計調査を中核として再編中であり、国の職員が実査を行う調査は、戸別所得補償制度の実施に不可欠な農業経営統計調査(生産費等)及び作物統計調査(単収等)の2調査に重点化。
- 市場化テストを含むアウトソーシングを可能な限り推進。

②米穀の買入れ・売渡しの業務に関する見直し

- 平成22年10月からは、政府米の販売等業務の民間委託化を大幅に進め、備蓄運営等に関する組織・職員の大幅なスリム化を予定(出先機関において、備蓄運営等に従事する職員を約700人削減)。
- 更に、平成23年度からは市場化テストを導入し、業務の質の維持向上や経費の削減を図りつつ、円滑かつ適正な備蓄運営等の実施を推進。